

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p><b>一 道の防災対策等について</b></p> <p><b>（一）津波の観測体制の充実について</b></p> <p>津波の被害から、人命を守るためには、監視・観測体制の充実が必要不可欠であります。津波の発生をいち早く観測できれば、迅速な避難に役立てることができるわけですが、監視・観測体制は一義的には国の責務であると承知していますが、太平洋沿岸の観測体制についての現状を伺うとともに、道としての取り組みについての所見を伺います。</p> <p><b>（二）消防団員の安全確保について</b></p> <p>次に、消防団の避難態勢マニュアルについて伺います。今回の東日本大震災では、現地の消防団員が水門や樋門を閉じるために沿岸に向かい、多くの方が犠牲になったことは、皆さんも記憶されていると思います。そのほかにも避難誘導中に津波にのまれて無くなった方も多数おり、岩手県、宮城県、福島県の3県で252名の消防団員の方が亡くなったと承知しています。</p> <p>道では、市町村に管理委託している河川の樋門の操作指針となる委託業務要領を大津波・津波警報発令時には「操作を行わない」とし、各市町村に通知したと承知しています。各市町村においても、東日本大震災を踏まえた消防団員の避難態勢マニュアルの作成が必要と考えます。今後、道としてどの様に取り組んでいくのか所見を伺います。</p>	<p><b>（柴田危機管理監）</b></p> <p>津波の観測体制についてでございますが、北海道太平洋沿岸には津波の高さなどを調べる検潮所が国などにより24カ所設置をされているところでございます。</p> <p>道では、従前より津波の監視・観測体制の充実強化を国に対して要請をいたしてきており、国におきましては、東日本大震災を踏まえ、地震・津波の観測強化のために、昨年度より、北海道から千葉県房総沖までの海底における観測網の整備に着手をしたところでございます。</p> <p>道といたしましては、道民の安全・安心のために、観測網の早期完成や更なる監視・観測体制の充実強化を引き続き国に要請をしまっている考えでございます。</p> <p><b>（柴田危機管理監）</b></p> <p>次に、消防団員の安全確保についてでございますが、昨年3月の東日本大震災では、自らも被災者でありました消防団員の方々が、水門の閉鎖や住民避難誘導などに献身的な活動をされ、一方で、多数の方々が職に殉ずるといった痛ましい事態となったところでございます。</p> <p>こうしたことを踏まえまして、国におきまして、昨年11月「東日本大震災を踏まえた大規模災害時における消防団活動のあり方等に関する検討会」を設置いたしまして、津波到達時間などを考慮した消防団員の退避ルールの確立や初動対応としての活動の範囲の明確化、さらには、消防団活動における安全管理マニュアルの作成などを内容といたします中間報告が、本年3月に取りまとめられたところでございます。</p>

今後、道としては、この報告を踏まえまして、市町村に対し、必要な情報提供や助言などを行いながら安全管理マニュアルの作成など、消防団員の安全確保に向けた取組みを促して参る考えでございます。

#### (高橋知事)

災害時の広域支援体制についてであります。東日本大震災においては、市町村の庁舎自体が被災をし、個別の自治体による応急対策だけでは十分な対応が困難な状況が発生したことから、あらためて、行政機関同士の広域連携の必要性が明らかになったところであります。

一方、道内における自治体間の連携協力については、「災害時の道と市町村及び市町村相互の応援協定」が結ばれているところであります。東日本大震災で明らかになった課題を踏まえ、本年3月、庁内関係部と市長会、町村会等で構成する「被災市町村の行政機能の確保に向けた検討会議」を設置し、現在、対応策などについて検討を行っているところであります。

今後、会議での検討結果を踏まえ、より効果的な広域連携に向けて「応援協定」の見直しを行うなど、自治体間の協力体制の整備に取り組んでまいります。

#### (高橋知事)

備蓄の広域的な支援体制についてであります。東日本大震災を踏まえ、今般の北海道地域防災計画の修正において、市町村が自ら物資の調達等を行うことが困難な場合の調達体制の整備について、予め食料保有業者との協定を締結するなど、道が担うべき役割を新たに追加をいたしたところであります。

道におきましては、今年度から、孤立が予想される地域を含めた備蓄状況の実態調査を行うとともに、広域での応援体制などについて検討を進めることといたしており、効率的な備蓄方法のあり方についても、あわせ検討してまいります。

#### (三) 災害時における広域支援体制について

北海道地域防災計画では、東日本大震災の発生を受けて道庁内に設置した、地震・津波と災害対策推進本部において防災対策全般にわたる点検・見直しを行い、この点検・見直しの結果を踏まえて、去る6月7日に開催した北海道防災会議で計画修正が決定されたと承知しています。

今後はこの修正された計画に基づき、防災対策を推進していくこととなるわけですが、東日本大震災を踏まえた場合、特に大規模災害にどのように対応していくか、災害が市町村をまたぐような広域な場合を想定して、道の本庁・振興局と市町村が、日常から広域な災害に備えた役割分担を協議することなど、あらかじめ体制を整備することが必要と考えますが、所見を伺います。

#### (四) 備蓄体制の整備について

備蓄については、まず住民自らが備蓄に努め、またあわせて市町村が食料その他の物資を確保するものと承知していますが、東日本大震災を踏まえた場合、市町村の災害により物資の調達が困難な場合が想定され、広域的な支援体制を構築する必要があると考えますが、所見を伺います。

また、災害により孤立する地域も予想されますが、地域の備蓄状況について把握しているのでしょうか。和歌山県では、県内の福祉施設に県が負担して粉ミルク、紙おむつなどの備蓄品を配備し、施設側が備蓄品を使用する一方、新たに補充していくとい

う「ところてん方式」の報道がありました。この方式は災害により孤立が予想される地域の防災備蓄に効果があると思いますが、所見を伺いたします。

**(五) 災害時における高速道路の活用について**

渡島や胆振の沿岸部では、海岸近くに海拔の高いところがありません。高速道路は、高架になっているところが多く、また、パーキングエリアなど、一時避難場所やヘリポートなど、災害時には有効に活用できると考えるわけですが、道路会社など関係機関との連携を含め、どのように対応していくのか所見をお伺いたします。

**(指摘)**

それでは何点か再質問・指摘をさせていただきます。

まず、災害時の広域支援体制についてはこれまでの道と市町村の対応協定を東日本大震災を踏まえて、3月に新たな検討会議を設置し、その検討結果の後に見直しすることですが、早ければ来週中にも津波浸水予測図も示される訳ですから、かなり対応が遅れているという風に思います。広域支援体制をスムーズに進めるため、これは早急に見直し出来るよう指摘させていただきます。

次に災害時の高速道路の活用については、胆振振興局の管内の市町村では既に要請しているようですが、市町村が津波避難計画を策定するにあたって、これは本当に有効な対策になるというふうに思います。これについても早急に協議していただきますよう指摘させていただきます。

**(六) 道立公園噴火湾パノラマパークの活用について**

防災対策の最後になりますが、これまでの質問で、市町村の枠を超えた広域支援や備蓄体制のあり方、更には高速道路を活用した災害対策に関し、質問

**(高橋知事)**

災害時における高速道路の活用についてですが、高台の少ない地域においては、高架されている高速道路のパーキングエリアなどは一時避難場所として活用可能である一方、高速道路は自動車専用道路であることから、避難住民の安全確保など解決すべき課題もあり、その活用にあたっては、慎重な検討が必要と認識をいたします。

高速道路を避難場所として活用することについては、関係自治体と連携して、既に道路会社に要請を行っている振興局もあるところであり、道といたしましては、災害時における高速道路は、関係機関による災害応急活動にとって重要な役割を担う施設であることから、災害時における高速道路の活用について、地域の意向も踏まえながら、道路会社をはじめ警察、消防、自衛隊など関係機関と協議してまいりたいと考えております。

**(武田建設部長)**

はじめに道の防災対策に関し、災害時における道立広域公園の活用についてでございますが、道立広域公園は、道民の広域的なレクリエーション需要に応え、多様な活動が楽しめる拠点のほか、災害時に

をしてまいりました。

これらの対策は、市町村や関係機関との連携や理解が必要であり、道のみではなかなか決定できないなどの課題もあると思います。

しかし、道有施設を活用する場合には、その限りではないと考えます。

私は地元である八雲町には、道立広域公園噴火湾パノラマパークがあります。

広大な面積で、高台に立地し、高速道路と直結し、24時間使用可能なトイレなど各種施設が整えられており、大規模災害が発生した場合には、自衛隊や消防などの活動拠点やヘリポートとしての活用、また、各地域から輸送される備蓄物資の集積拠点などとして、有効に活用すべき施設と考えますが、所見をお伺いいたします。

#### (再質問)

#### (六) 道立公園噴火湾パノラマパークの活用について

次に、災害時の道立広域公園の活用についてですが、ただいま、道立公園を地域防災計画に位置付ける意向がある市町村に対しては、対応するとの答弁でありました。

知事、私は新たな北海道地域防災計画の中で、道の役割として広域災害時の流通備蓄物資の調達体制の整備に努めると、新たな防災計画でそうなっているわけでありますから、道の役割を果たすための拠点として道有施設である噴火湾パノラマパークの活用について質問させていただきました。

これは、あらためて伺いますが、道は道の役割を果たすために、噴火湾パノラマパークなど有効な道有施設を北海道地域防災計画に位置付けるなど、道立公園を広域的な災害拠点として活用する方策を打ち出すべきと考えますが、所見をお伺いいたしません。

## 二 福祉施策について

### (一) 災害時要援護者の避難支援対策について

おける避難場所や救援物資等の集積・配送拠点、復旧等に向けた支援活動の拠点としての機能も有しており、真駒内公園と野幌総合運動公園が、市町村地域防災計画において、避難場所として指定されているところでございます。

また、噴火湾パノラマパークは、高速道路と直結しており、エリアの大半が高台に立地し、複数のトイレ施設などのライフラインが完備しておりますことから、災害時における避難場所や救援活動の拠点としての機能を備えているものと考えているところでございます。

道といたしましては、道立広域公園を地域防災計画に位置付ける意向がある市町村に対しましては、積極的に対応してまいりたいと考えております。

#### (高橋知事)

災害時における道立広域公園の活用についてであります。道立広域公園は、広大なエリアを有するなど、災害時における避難場所や救援活動の拠点としての機能を備えているものと考えております。

道といたしましては、こうした機能が有効に活用されるよう市町村が道立広域公園を救援活動の拠点などに位置付ける場合には積極的に協力をしてまいります。

【保健福祉部長】

次に、福祉施設について質問します。災害時要援護者の避難支援についてですが、市町村における要援護者支援対策を進める際の参考となるよう、国が示したガイドラインを反映し、昨年8月に「災害時要援護者支援対策の手引き」を作成したと承知しているところがあります。

その中で、要援護者情報の収集や共有が不可欠であることから、その把握方法として、「関係機関共有方式」「手上げ方式」「同意方式」の3つの方式を示していますが、その把握方法については、市町村の判断としているため、要援護者情報がバラバラになるおそれがあります。

そこで、要援護者情報にバラツキが出ないように、市町村に対し指導助言をすべきと考えますが、道の所見をお伺いいたします。

## (二) 特別養護老人ホームの施設整備について

特別養護老人ホームの施設整備についてですが、道は、今年度から第5期高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画において、市町村の計画を積み上げて特別養護老人ホームを2,935床増床することとしています。計画どおり整備できるよう施設整備の補助を行う必要があると考えますが、財源の確保を含めて、見解をお伺いいたします。

## (三) 特別養護老人ホームの定員設定について

反面、特別養護老人ホームの定員は、人口減少社会では、将来の要介護人口などとバランスが大切であります。新設の施設については、現状の待機者に見合った定員増ではなく、10年後、20年後を見据えたものであるべきと考えます。

福祉施策に関しまして、まず、災害時要援護者情報についてでございますが、道では、国のガイドラインとともに、昨年8月に策定しました「災害時要援護者支援対策の手引き」によりまして、市町村に対し、要援護者情報の収集・共有に関し、まず、「関係機関共有方式」を採用し、対象とする要援護者の情報の共有を行い、その後、「同意方式」や「手上げ方式」により、きめ細やかな情報を把握するよう、働きかけてきたところでありますが、個人情報の取り扱いなどから、その対応は、様々な状況となっているところでございます。

このため、道としては、今後、他市町村の取組事例などを紹介しますとともに、「関係機関共有方式」を活用しながら、必要に応じて、その他の方式を組み合わせるなどいたしまして、全ての市町村で、要援護者情報を十分に収集・共有するよう、積極的に働きかけてまいりたいと考えております。

## 【知事】

特別養護老人ホームの整備についてでございますが高齢化の進展に伴い、特別養護老人ホームの入所申込者が増加しており、その状況に適切に対応するためには、施設の新設や増築を進める必要があると考えております。

そうした中、道といたしましては、本年3月に策定した第5期「北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」において、各市町村が保険料の状況や在宅サービスのバランスなど総合的に勘案して見込んだ利用者数を積み上げ、特別養護老人ホームについて、2,935床の定員増を図る整備目標を定めたとされており、その達成に向け、財政安定化基金の取崩金を活用し、着実に推進してまいる考えであります。

## 【保健福祉部長】

特別養護老人ホームの定員についてでございますが、市町村における第5期「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」におきましては、特別養護老人ホームにつきまして、入所申込者の状況や在宅サービスとのバランス、保険料の状況などを総合的に勘案して

道は、市町村に対して将来の要介護人口を推計できる方法を示すなどして、特別養護老人ホームの新設や定員の設定について、市町村が適切に判断できるようにすべきと考えますが見解をお伺いいたします。

#### **(四) 生活保護について**

先日、厚生労働省は、平成24年3月時点での全国の生活保護受給者を発表しました。その数は実に210万人を超え、過去最高を更新し続けています。これは、道内においても同様であり、保護世帯の増加が続いています。また、当然ながら、保護費も増大しています。

このような中で、国においては、不正受給の問題や扶養義務の問題、あるいは基準などについての議論が行われ、社会保障と税の一体改革の一環として、生活保護制度の見直しについて、法改正も含め検討されていると承知しておりますが、また、その一方で、全国的に相次ぐ孤独死という問題も、様々な場面でクローズアップされています。

##### **1 扶養義務のあり方について**

まず、扶養義務の問題であります。今般、芸能人の親が生活保護を受けていたということが大きな話題として取り上げられており様々な波紋を呼んでおります。そこで、現行の生活保護制度における扶養義務の扱いについては、道義的な観点も踏まえ、そのあり方を今一度、見直してみる必要があるのではないのかと考えますが所見をお伺いいたします。

##### **2 緊急避難的な対応について**

また、全国的に相次ぐ「孤独死」の問題では、生活保護相談の適切な対応ということが指摘されております。一方で、生活保護の申請後において、申請してか

整備目標が設定されているところでございます。

道といたしましては、この計画策定時に、地域の高齢化のピーク時であります2020年、2025年を見据えて目標を設定するよう、市町村に助言したところでございます。

次期市町村計画の策定に当たりましては、10年後、20年後の視点を取り入れられるよう、要介護者の将来推計の具体的な手法も含めました計画作成指針の策定につきまして検討してまいりたいと考えております。

#### **【知事】**

生活保護制度における扶養義務についてであります。我が国においては、近年の社会経済環境の変化に伴い、生活保護の受給者数は、過去最高を更新し続け、保護費も増加の一途をたどっており、給付の適正化や、親から子への「貧困の連鎖」の防止など、生活保護制度をめぐる問題は深刻化していると認識をいたしております。こうした状況を踏まえ、現在、国では、国家戦略会議や社会保障審議会において、扶養義務の仕組みも含めた、生活困窮者対策と生活保護制度の見直しの検討が行われているものと承知をいたしております。

生活保護制度は、国民生活の「最後のセーフティネット」として、真に保護を必要とする方々に対して、適切に運用されることが大切であると認識をしております。この度の国における制度の見直しにあたっては、国民からの信頼と理解が得られるよう、十分検討を深めたいと考えております。

#### **【保健福祉部長】**

生活保護における申請後の対応についてでございます。福祉事務所は、保護の開始申請があった場合、申請のあった日から原則14日以内に、申請者に対

ら生活保護費が支給されるまでには一定の期間を要します。申請者の中には、緊急避難的な措置の必要な方もいるのではないのでしょうか。こうした方に対しては、どのように対応しているのかお伺いいたします。

### 3 就労支援対策について

また、自立への支援対策についてですが、景気の低迷、失業などによって、働く能力のある年齢層の生活保護受給者が増加していると聞きます。こうした受給者の動向についてどのようになっているのか、また、自立に向けた就労支援対策について、どのように取り組んでいくのかお伺いいたします。

#### (指摘)

生活保護についてですが、扶養義務の調査や緊急避難的な対応、さらには就労支援対策などケースワーカーに係る業務が増大しています。さらに慎重な対応も求められています。知事からケースワーカーの適正配置や資質の向上に積極的に努めるとのお答えをいただきました。しかし、現状ではケースワーカーの法的な配置基準に対して郡部ではまだ92パーセントと不足している状況であります。知事の適正配置などに積極的に進めるとの答弁どおり早急に進めていただきますよう指摘させていただきます。

し保護の要否を通知しますとともに、できる限り速やかに、保護費を支給するよう努めているところでございます。しかしながら、保護費の支出には、数日程度の処理期間を要しますことから、福祉事務所におきましては、その間に緊急的な医療的ケアや福祉的支援を必要とする場合は、社会福祉協議会の貸付制度の活用を勧めますほか、町村や医療機関・福祉施設など関係機関とも連携を図りながら、申請者の状況に応じて、適切に対応しているところでございます。

道といたしましては、今後とも、各福祉事務所に対し、生活保護法施行事務監査を通じるなどいたしまして、こうした取組の徹底について指導してまいりたいと考えてございます。

#### 【知事】

次に、生活保護における就労支援対策についてであります。生活保護世帯の増加が続く中、本道においても、働く能力があるにも関わらず、失業等のために保護を受給するに至った世帯の増加が顕著であり、24年3月現在、1万7,190世帯で、5年前の約1.7倍となっているところであります。

こうしたことから、21年度、道の福祉事務所に就労支援員を配置するとともに、ハローワークが実施する就労支援事業を積極的に活用するなどして、働く能力のある保護受給者の支援に取り組んでいるところであります。

道といたしましては、今後とも、就労支援員のスキルアップのための研修会を実施するとともに、北海道労働局主催の「生活福祉・就労支援協議会」への参画や、ハローワークなどの関係機関との緊密な連携の確保、さらには、ケースワーカーの適正配置や資質の向上に積極的に努めるなどして、保護世帯の自立に向けた就労支援対策を推進してまいりたいと考えております。

### 三 漁業所得補償対策について

国は、本年3月に決定した新たな水産基本計画において、「資源管理・漁業所得補償対策」を中核的な施策と位置付け、10年後の平成34年度を目途に、本制度の加入率を金額ベースで90%までに引き上げることを目標とし、これにより資源管理の徹底や漁業経営の安定に資することとしています。

導入から1年が経過し、漁業関係者から一定の評価を得ていると先に答弁がありましたが、一部のホタテやコンブの養殖漁業など、いくつかの課題があるとも聞いています。道は課題解決に向け今後どのように取り組むお考えなのか所見をお伺いいたします。

### 四 木質バイオマスのエネルギー利用について

#### (一) 木質バイオマスのエネルギー利用について

森林整備などの林業政策は、毎回のように道議会で取り上げられ、国や道も積極的に取組み一定程度の成果も見えてきていると承知しています。特に造林・植林などの川上対策、搬出路網などの川中対策が充実してきていますが、木材の供給体制が整備されることによって、結果として間伐材を中心に地域材が市場でだぶつくことが心配されます。

さらに、ヨーロッパの経済情勢から安価な製材品としてのラミナ等が道内に入ってきています。道は、地域の振興を図るため林業に対し支援してきたと理解はしますが、川下対策として木材需要を喚起する対策についても積極的に展開する必要がある訳ですが、このような中、来月から再生可能エネルギー固定価格買取制度が開始され、この中で木質バイオマスを燃料にした発電の買取価格も設定されています。道は、木質バイオマスのエネルギー利用を

### ○ 岡崎水産林務部長

漁業所得補償制度についてであります。道としては、魚価の低迷など厳しい漁業環境の中、漁業経営の安定を図る上で、この制度は、重要な役割を果たしていると考えており、

これまで加入促進に取り組み、本年3月末の加入率は約7割となっているところでございます。

しかしながら、補償水準が過去の漁獲金額に基づいて算定されますことから漁獲の減少が続いた場合には補償される金額が低下すること、また、養殖業では、漁場環境の悪化を防ぐために生産量を削減することが加入要件となっており、環境に与える負荷が少ない本道のコンブやホタテ養殖業の実態に即していないことが課題となっているところでございます。

このため、道といたしましては、一人でも多くの漁業者が加入できるよう、補償水準や養殖業の要件の見直しなど、制度の拡充・強化につきまして関係団体と連携し、国に対して働きかけてまいる考えでございます。

### ○ 高橋知事

木質バイオマスのエネルギー利用についてであります。木質バイオマスは、ボイラーやストーブの燃料として住宅の暖房や工場の熱源などに利用される地域の貴重な資源であり、国の再生可能エネルギーの固定価格買取制度において、木質バイオマスを利用した発電についても、買取りの対象となったところであります。

道と致しましては、こうした制度を活用して、間伐などの森林整備の推進を図っていくことが重要であると考えているところであり、関係団体と連携をし、これまで利用されていなかった間伐材や枝などを発電などの事業者に安定的に供給する仕組みを検討するなどして、木質バイオマスのエネルギー利用の一層の推進に努めてまいる考えであります。



促進するに当たって、どう認識しているのか、見解をお伺いいたします。

### (二) 木材加工工場などでの発電について

木材のエネルギー利用が進むことは、川下対策に効果があると考えます。国内では石炭に混ぜて火力発電所で使用されている事例もあるほか、製紙工場では、実際に木質バイオマスによる発電が行われています。私は地域の木材加工工場などの乾燥設備で放出する熱を電気に替え利用することは大変有効な取り組みと考えています。道は、これを促進していくべきと考えますが、見解をお伺いいたします。

### (三) 木質バイオマス利用の目標について

さらに、道内では木質ペレットをストーブやボイラーなどに活用する取組が進められており、先月、コープさっぽろと北大、道総研、北大発ベンチャー企業などが、木質ペレット燃料の事業化を目指し「木質ペレット普及プロジェクト会議」を発足したとの報道がありました。道内の木質ペレット17工場から供給を受け、組合員12万世帯を対象に2013年度から事業展開を目指しているとのことであり、道は、こうした民間レベルでの取組などを踏まえ、今後の木質バイオマスのエネルギー利用の目標をさらに高めるべきと考えますが、見解をお伺いいたします。

### ○ 岡崎水産林務部長

木質バイオマスのエネルギー利用に関し、木材加工工場などでの発電についてであります。道内では、製紙工場のほか、木材加工工場やクリーニング施設などにおいて、乾燥などの熱源として木質バイオマスを燃料とするボイラーが導入されており、一部の施設では、熱利用と併せて発電も行われているところでございます。

道と致しましては、木質バイオマスの発電への利用に当たりましては、エネルギー効率が低い熱利用を確保したうえで発電するいわゆる熱電併給を進めることが効果的であると考えており、市町村などと連携し、ボイラーを所有する木材加工工場などの周辺地域における熱の利用や燃料となる木質バイオマスの安定的な供給などについて検討を進めるなどして、地域における熱電併給の仕組みづくりに取り組んでまいりたいと考えてございます。

### ○ 岡崎水産林務部長

最後に、木質バイオマスのエネルギー利用の目標についてでございますが、平成23年3月に策定した「北海道森林吸収源対策推進計画」では、22年度の木質バイオマスエネルギー利用の実績である55万立方メートルに対し、32年度の利用量の目標を76万立方メートルに設定しているところでございます。

こうした中、木質ペレットの普及に向けた民間の取り組みが活発になってきていることに加え、再生可能エネルギーの固定価格買取制度が創設されるなど、木質バイオマスの利用を取り巻く状況に変化が見られることから、道と致しましては、現在、見直しを行っております「北海道森林づくり基本計画」の中で、木質バイオマスのエネルギー利用の新たな目標について検討し、その普及を図ってまいりたいと考えてございます。

### (一) 新幹線函館と道道の整備について

新幹線開業にあわせて関係自治体は開業効果を最大限地域振興につながるよう様々な振興策を検討し実施に向け取り組んでいます、それにあわせた道路網の整備が重要と考えます。

道も道南の期成会と連携して高速道路や国道整備を国に要請し、今年度は北海道縦貫道が大沼公園インターまで開通予定であり、一般国道278号鹿部道路も今年度中の供用予定、一般国道277号雲石道路は平成25年度供用予定、地域高規格函館新外環状道路いわゆる空港道路は平成26年度一部供用予定、今後も北海道縦貫自動車道七飯～大沼公園間、函館・江差自動車道などの早期完成を要請しています。

それとあわせて、道道整備も要請されていると思いますが、新幹線駅周辺の道路整備も含めて、開業効果を最大限発揮するため、道道の整備を地域と協議しながら進めるべきと考えますが、所見をお伺いいたします。

### (二) 新函館（仮称）開業を見据えた観光施策等の推進について

次に、北海道新幹線開業を見据えた観光施策等の推進について伺います。開業予定の平成27年度まで4年を切りましたが、道南では各市町が新幹線開業を見据えた観光施策や新しい町づくりに向けた取組が本格化し、道も渡島総合振興局を中心として様々な支援策を検討しています。

東北新幹線新青森駅開業時は駅周辺のみならず、おおむね100km圏内の周辺地域の観光施設の利用者の大幅な伸びを示したと聞いています。道南においても同様の効果が期待されます。

このように開業効果を大きなものとするためには、観光産業と地域の基幹産業を直接結びつけることが重要と考えます。道南の農産物、水産物のピールとあわせて、素材を生かした特産品、食のメニューの開発などを集中的に進めていくことも大切と考えます。

道は、道南地域の市や町独自の取組に対して応援

### 建設部長

北海道新幹線開業に関連する道道の整備についてでございますが、平成27年度に予定されております北海道新幹線の開業により期待される、観光産業をはじめ、様々な分野への経済波及効果を最大限に発揮させるためには、地域経済の振興に向けた取組はもとより、高規格幹線道路をはじめとする道路網の充実が重要であると認識しております。

このため、道では、高規格幹線道路や国道などの整備について、国や関係機関に対し、強く要望するとともに、市町村からの要望などを踏まえ、新幹線駅周辺の道路をはじめ、道南圏の観光地へアクセスする道道江差木古内線や大沼公園鹿部線などについて整備を推進してきており、今後とも、「地域づくり連携会議」などにおいて、地元自治体や関係機関と密接に連携し、新幹線の開業効果が地域全体へ広がるよう取り組んでまいりたいと考えてございます。以上でございます。

### (知事)

北海道新幹線の開業に向けた取組についてであります。平成27年度に予定されている北海道新幹線の開業により、首都圏はもとより、東北、北関東地域との観光やビジネスをはじめ、様々な分野での交流が拡大するなど、地域の活性化に大きな効果が見込まれるところであります。

こうした開業効果を最大限に発揮させるためには、道南地域をはじめ北海道の食や文化、歴史など地域の資源と魅力を生かした広域観光の推進や地場産品のブランド化といった取組をこれまで以上に戦略的に進めていくことが重要であります。

このため、道といたしましては、青森県などとの連携を視野に入れた、より広域的な観光ルートづくりをはじめ、質の高い食事のメニューや特産品の開発、地域の魅力発信などについて、市町村の主体的な取組を支援するとともに、地域の方々と一体となって新幹線の開業効果を高めるための取組を積極的に進めてまいります。

していくべきと考えますが、所見をお伺いいたします。

## 六 教育課題について

### (一) 地域キャンパス校とセンター校との関わりについて

キャンパス校として初めて募集停止の方向性が示された熊石高校の今年度の入学者数は3名にとどまりました。これは地域の進学希望者の2割であり、如何に募集停止計画が入学者数に影響するかわかります。とはいえ、道教委は今後も熊石高校の生徒が充実した高校生活を送ることができるよう、様々な教育活動の際に、センター校である八雲高校との連携を深めることが大切だと考えます。熊石高校の生徒のために、道教委としては、キャンパス校・センター校の取組として、どのような連携の方策を考えているのか、所見をお伺いいたします。

### (二) 通学手段の確保について

今年度、熊石から、函館、札幌などと並んで江差高校や檜山北高校など、近隣の高校への進学者はいましたが、八雲高校への進学者はいませんでした。同じ町内にありながら、熊石地区の生徒は、通学のための交通機関が十分確保されていないことなどから、八雲高校を選択肢の一つとできない状況にあるためと考えられます。

これまで、道内では、市町村が独自に生徒の通学対策を行っている事例もあると承知していますが、来年度の募集状況如何で、仮に熊石高校が募集停止となった場合のことも考えると、八雲高校へも通学できるような方策を立てるべきと考えますが、所見

### (教育長)

地域キャンパス校についてでございますが、地域キャンパス校である熊石高校に対しましては、これまでも生徒の選択科目の拡大や進路希望の実現に向け、センター校であります八雲高校から複数の教員による出張授業や講習を行いますとともに、多様な体験活動の充実を図るため、両校の生徒による合同の部活動や演奏会、販売実習を行ってきましたほか、教員の資質向上のため、合同の授業研究等に取り組んできたところでございます。

こうした中、熊石高校につきましては、昨年度策定した配置計画におきまして、平成26年度から募集停止することとしたところでございますが、道教委としましては、今後とも、在校生に対しまして、これまでの実践を継続いたしますとともに、合同の生徒会リーダー研修、本年度機器を更新し、映像や音声により鮮明となる遠隔システムを利用した生徒間の交流や教員研修など、教育局による教育活動の把握と必要な指導助言も行いながら、一層両校が連携し、熊石高校の生徒が充実した学校生活を送ることができるよう努めてまいりたいと考えております。

### (教育長)

通学対策についてでございますが、道教委といたしましては、熊石高校の募集停止に当たって、通学費等補助制度の活用を図ることはもとより、学校選択幅を拡大する観点から、熊石地区から八雲高校へも通学が可能となるよう、公共交通機関に対しましてダイヤ調整などについて働きかけをいたしますとともに、他の市町村が実施しております通学支援の事例を参考とし、八雲町とも十分相談しながら対応してまいりたいと考えております。

をお伺いし、再質問を留保して質問を終わります。

**(指摘)**

教育長から熊石・八雲両校の連携については、指導助言を行うとありました。今年度の1年生は3名ですので、修学旅行を3人で行ってもなかなか楽しいものとはならないかなというふうに思いますし、学校祭などもあるわけです。こういう行事などについても連携して、在校生の学校生活が充実したものになるようにかかわっていくようご指摘をさせていただきます。

また、通学手段の確保については、道教委として、公共交通機関への働きかけ、また、他の市町村の通学支援などを参考として地元に対して協議するとの答弁がありました。道教委がキャンパス校という制度を導入し、道教委が今回初めて募集停止を示す高校となったわけです。そもそも通学が困難な事情などを考慮してキャンパス校を導入したわけですから、こういうことを踏まえて、これについては、道教委が積極的に責任を持ってかかわっていかなければなりません。この点を指摘し、私の一般質問を終わります。